登録番号	第1117号			氏名又は名称			草竹俊成				
作成日	令和6/4/1	変更日	1:			2:			3:		

## 別表7 出航中止基準及び帰航基準

別表 / は	は肌中止基準及ひ帰肌基準								
	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に〇)								
出航中止基準	(○) 単独の判断	( )団体による判断							
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。  ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中・出航地の波高 1.5 m以上出航地の風速 10 m以上出航地の視程 500 m未満・落雷のおそれがあるとき・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき・その他 ( )	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり							
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかとします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令・利用者に急病人やケガ人が出たとき・漁場における波高 1.5 m以上漁場における風速 10 m以上漁場における視程 500 m未満・落雷のおそれがあるとき・上記の他、利用者の安全の確保が困難に・その他(	j							
		,							